



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和5年6月6日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県産材流通課	木造建築推進 室消費対策係	中村 恭 倉田 祥彦	内線 4367 直通 058-272-8487 FAX 058-278-2705

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進フォーラムの開催について

県では、本年4月に「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例^(*)」を施行し、県産材の利用促進に取り組んでいます。このたび、本条例の施行を契機に、オール岐阜体制による県産材利用の機運醸成を図るため、キックオフイベントとして、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進フォーラム」を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 令和5年7月27日（木） 13：30～16：30

2 場 所 県庁1階 ミナモホール（岐阜市藪田南2-1-1）

3 内 容

○主催者あいさつ 岐阜県知事 古田 肇

○県産材利用促進協定締結式

・出席者：商業施設や福祉施設等を運営する民間事業者

<県産材利用促進協定の概要>

- ・岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例第13条に基づき、事業者の県産材利用の促進に関する構想と県による構想の達成に資する支援等を定めた協定
- ・建築物の木造化や内装の木質化、備品における木製品の利用など継続的に県産材を利用する事業者と県とが協定を締結するもの（期間：令和5年7月27日から5年間）

○基調講演 演題：「オール岐阜」による木の文化の発信

・講師：隈^{くま}研吾^{けんご}氏（建築家、東京大学特別教授・名誉教授）

○パネルディスカッション テーマ：『オール岐阜』による木の文化の発信について

・コーディネーター：涌井^{わくい}史郎^{しろう}氏（森林文化アカデミー学長）

・パネラー：隈^{くま}研吾^{けんご}氏（建築家、東京大学特別教授・名誉教授）

上村^{かみむら}さや香^か氏（2023ミス日本みどりの大使）

新聞^{しんま}英一^{えいいち}氏（清水建設(株)建築総本部設計本部副本部長）

和田^{わだ}章^{あきら}氏（東京工業大学名誉教授、第52代日本建築学会会長）

※フォーラム終了後、希望者を対象に県庁舎見学ツアー（事前申込制）を実施します。

4 参加者募集

- (1) 定員 370人（先着順）
- (2) 参加費 無料（事前申し込み必要）
- (3) 申込方法 6月19日（月）から県ホームページ等で募集を開始する予定です。
（Web検索キーワード：岐阜県 県産材フォーラム）
- (4) その他 当日の様子をライブ配信（事前申し込み必要）する予定です。

(*)岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例の概要（令和5年4月1日施行）

- ・県民等の県産材の利用についての理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与するため、県産材の利用の促進について、関係者の責務・役割、基本的施策等を定めた条例

■関係者の責務・役割

- 【県の責務】県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進、関係者との協働及び連携、市町村への協力
- 【森林所有者の役割】所有する森林の適切な整備及び保全
- 【事業者の役割】他の事業者との相互の連携、県産材の利用、県の施策への協力
- 【県民の役割】県産材の利用についての理解、県産材の積極的な利用 など

■主な基本的施策

事 項	取 組 内 容
県産材利用推進計画の策定	県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項や目標等を位置付け
県の建築物等における県産材の利用	県産材利用推進計画で定めるところにより、県の建築物等を木造化及び木質化
相談体制の整備	県産材を利用した建築物等に関する相談体制を整備
県産材利用促進協定	事業者の県産材利用促進構想の達成のための県と事業者による協定の締結
木質バイオマスの利用の促進	多段階利用の促進及び新分野における利用の促進
炭素貯蔵量の認定	建築物等に利用された県産材の炭素貯蔵量の認定及び公表
普及啓発	ぎふ木育の推進等を通じた普及啓発